

## 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、強固なパートナーシップの構築と新たな価値創造をするため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」～）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やB C P（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- ・生産性向上のため、テレワークを前提とした帳票類の電子化など、サプライチェーン全体でのE D I化を推進します。

### 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。また下請取引以外の企業間取引についても、公正・適正な取引を行うために、下記項目の趣旨に留意します。

#### ① 價格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、適正な手順を踏むことを徹底し、取引先と対等な関係を構築し、公正かつ透明な取引を行います。下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で、下請事業者と十分に協議して決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、下請事業者と十分に協議した上で適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

#### ② 型管理などのコスト負担

「型取引の適正化推進協議会報告書」に掲げられている「型取引の基本的な考え方・基本原則について」や、「型の取扱いに関する覚書」に定める条件を参考に型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

### ③ 支払条件

下請代金は、原則現金での支払いを今後も継続します。また、支払サイトを60日以内の現運用を維持し、信頼関係に繋がる取引を続けます。

### ④ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、取式の実態に合わない片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

### ⑤ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、生産性向上に繋がる課題解決に協働して取り組みます。下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

## 3. その他

- 取式先と共に創、協業、連携していくために、多様性を認め合い、個々の尊厳を守り、互いに成長しあうコミュニケーションを積極的に行います。
- ホワイト物流に関する「自主行動宣言」に参画し、取り組みを推進します。
- お取り引きにおけるコンプライアンスに反する行為、又はそのおそれのある行為に関して取引先からの通報を受け付け、ベネッセグループ設置の「お取り引きに関する通報窓口」に報告・相談を行い早期かつ適切な対応を図ることに取り組みます。

2023年2月6日

(2025年7月1日更新)

株式会社ベネッセ・ベースコム

代表取締役社長 仁科 雄一